

国立児童自立支援施設処遇支援専門委員会	参考資料 6-1
令和2年8月4日	

## 国立きぬ川学院入所手続要領

### 1. 目的

入所後の子どもへの支援の向上に資することを目的として、入所決定までの子どものアセスメントから入所後おおむね1ヶ月で作成する自立支援計画の策定までに必要な事務手続き等の対応について、必要な事項をこの要領に定める。

### 2. 入所前の対応

#### (1) 入所打診への対応

児童相談所から入所打診があった場合、入所の決定に至るまでの手続きは以下の通りとする。

##### ①打診時の対応

###### ・ ケース概要の把握

調査課において、児童相談所から、子どもの状況（非行等の行動上の問題、成育歴、家族構成、被虐待の有無、子どもの特性、医療との関わり、現在の状態など）、児童相談所の意向、家庭裁判所等との調整状況、強制的措置の必要性等について概要を聞き取る。

###### ・ 必要書類の依頼

児童相談所が正式に入所を依頼する場合は、文書による入所内議と「児童調査票」（様式-1）、その他、必要となる書類の送付を依頼する。

##### ②打診後（内議書及び児童調査票受理後）の対応

###### ・ 児童調査票等の共有、及びさらに必要な情報等の依頼

児童調査票を管理職及び医師と共有し、精査した上で意見等を取りまとめ、必要に応じて、さらに詳細な情報や記録等の送付を児童相談所に依頼する。

特に医療的ケアが必要、または必要となる可能性があるケースについては、医師の意見を十分に聴取し、必要な場合は診療情報提供書等の文書の提供を依頼する。

また、施設等の入所経験がある場合は、前施設の情報や措置変更の理由等の提供を児童相談所へ依頼する。

###### ・ 関係機関との調整状況等の確認

児童相談所に対し、家庭裁判所や学校、前施設等との調整状況について、確認する。特に家庭裁判所送致となるケースについては、審判日や強制的措置の申請等の調整状況について確認する。

## (2) 入所決定

入所の決定は、児童調査票、その他の書類等により児童相談所から提供された情報をもとに、管理職を中心として入所協議を行い、入所の適否、受入時期、担当寮について決定する。

なお、打診ケースが児童福祉法第46条の2に規定されている「正当な理由」に該当すると判断された場合は入所を承諾しないことを決定することができる。

## (3) 入所決定後の手続き

入所決定後、入所日までの手続きは以下の通りとする。

### ①児童相談所への回答

入所協議による入所決定後、正式な決裁を経て、児童相談所長あてに通知（「入所承認について」（様式-2））する。

### ②児童相談所との調整等

#### ・入所日時調整

入所当日の対応には相当の時間を要することから、子どもの受け入れに万全を期すため、原則、同日に複数児童の入所は行わないこととする。

#### ・必要書類等の依頼

児童相談所に対し、「児童の入所時に必要な書類等について」（別紙-1）により、必要な書類や検査等の手続を依頼するとともに、きぬ川学院についての説明（在院期間、学校教育の状況など）を行う。

#### ・保護者への説明依頼

児童相談所に対し、保護者（親権者）への学院についての説明と、入所中は施設長の監護措置により医療を受けさせること（向精神薬の投薬を含む）等、必要な事項について理解を得られるよう、事前説明を依頼する。なお、保護者の理解を得られない場合であっても、医療を受けさせること等については、施設長の判断により行うこともある旨、児童相談所に説明する。

#### ・子どもへの説明と動機付けの依頼

児童相談所に対し、子どもへの学院についての説明（学院での生活、在院期間、入所する理由、権利擁護の仕組みなど）と入所の動機付けを依頼する（「きぬ川学院の紹介」（別紙-2）、「入所児童の権利擁護－苦情解決の仕組み－」（別紙-3）を送付）。

特に、入所の動機付けについては、入所後の子どもの支援において、入所時に子どもが学院での生活を前向きに受け止められているかが重要な要素となる場合があることから、できる限り、子どもが入所の動機付けを得られるよう、適切なタイミングで、丁寧に、学院について説明するよう要請する。

### ③その他の対応

- ・入所までに時間がなく、事前に十分な情報が得られなかった場合は、入所後速やかに情報を入手する。
- ・前施設や鑑別所等に対し、直接の引き継ぎや支援の方針を策定するための協力が必要な場合は、児童相談所の了解を得た上行う。
- ・児童相談所に対して、自立支援計画の策定について説明の上、策定時の自立支援計画票への記入と自立支援票会議（1年）への参加を依頼する。

### ④担当寮職員に対するケースの説明

- ・入所日までに、担当寮の職員に対しケースの説明を行う。

### ⑤学院全体への連絡

- ・入所日時決定後、学院全体に入所決定を周知する。

## 3. 入所時の対応

入所時においては、子どもへの説明及びインテーク、児童相談所との事務手続き、保護者や関係機関への説明等以下の通りとする。

### (1) 子どもへの対応

#### ①子どもへの説明

- ・入所することに対する子どもの認識等について確認し、「学院生活のしおり」を通して、学院の生活やルール等について丁寧に説明する。また、権利擁護に関する説明（被措置児童等虐待の対応、苦情解決の仕組み）を必ず行う。
- ・家庭裁判所の審判により保護処分があった場合は、抗告について説明する。

#### ②インテーク（心理療法士面接）

- ・心理療法士2名がラポール形成を行った上で、「入所時面接記録」（様式-3）に沿って聞き取りを行い記録するとともに、その記録を学院全体で共有する。

#### ③身体測定、婦人科検査、その他の検査の実施

#### ④子どもの持ち物等の確認

- ・持ち物に通帳、印鑑、保険証、お薬手帳等があれば「預かり証」を作成する。
- ・通帳は庶務課で保管し、印鑑、保険証等については調査課において保管する。

### (2) 児童相談所への対応

必要書類、その他必要な事項の確認を行う。

(3) 保護者への対応

保護者が同行した場合は、学院の生活や、面会、通信に関すること、施設長の監護措置により医療を受けさせること（向精神薬の投薬など）等について理解が得られるよう、丁寧に説明する。

保護者が同行しない場合は、児童相談所に保護者への説明を依頼する。

(4) 関係機関への対応

関係機関の前施設職員や学校教員等が同行した場合は、必要な説明を行い、必要に応じて関係機関間で協議する。

4. 入所後の対応

(1) 新入生オリエンテーション、学級担任面接の実施

入所後、できる限り早期に、観察寮において新入生オリエンテーション（医師による診察、心理検査、心理療法士面接、心理教育、学習検査、運動能力検査）（別紙-4）、及び授業担任による面接を行う。

特に、医師による初診は入所後できる限り早期に行い、所見を新入生説明会で共有する。なお、特に緊急で共有すべき事項がある場合は、新入生説明会の開催を待たずに学院全体で共有することとする。

(2) 新入生説明会の開催

新入生オリエンテーション及び学級担任面接が終了後、できる限り早期に新入生説明会を行う。なお、新入生説明会など重要なカンファレンスには、担当寮長、副寮長の双方が参加できるよう調整する。

(3) 自立支援計画の策定

入所後最初の自立支援計画は、原則、入所1ヶ月経過後、10日以内に策定することとする。ただし、児童相談所の見立てと異なる状況等があれば、1ヶ月を待たずにカンファレンスを行う。

<b>秘</b> 児童調査票		令和 年 月 日 審判		児童相談所 児童福祉司	
		※ 令和 年 月 日 入所 令和 年 月 日 退所		担当 (電話) :	
※ No.	ふりがな 氏 名			学年( )	
		生年月日		平成 年 月 日 生 才 月	
(写真添付)		人相特徴		身長 cm 体重 kg	
				靴のサイズ cm	
		疾患・その他異常		視力	
		・現在症		右 ( )	
		・既往症		左 ( )	
		眼鏡 (有・無)			
		・アレルギー			
		・婦人科関係疾患 (○印をつけて下さい)			
		妊娠 (+・-) クラミジア (+・-)			
		淋病 (+・-) トリコモナス (+・-)			
		カンジダ (+・-) 検査日:			
		・伝染病関係疾患 (○印をつけて下さい)			
		HB抗原 (+・-) HIV (+・-)			
		梅毒 (+・-) 検査日:			
本人	本籍				
	住所				
保護者	住所	〒			
	氏名	ふりがな			
	続柄	職 業	負 担 金	有 無	円
		(保護者連絡先):			
主訴					
送致事件名	( ) 家裁 <レ点でチェック> <input type="checkbox"/> ぐ犯事件 <input type="checkbox"/> ( ) 事件 <input type="checkbox"/> 強制的措置許可申請事件 向こう ( ) 間に、通算 ( ) 日申請				知能検査 言語性 : VIQ 動作性 : PIQ 全検査 : FIQ 実施日 : H . . . (WISC-III) (詳細はフェイスシート添付)
審判結果	<input type="checkbox"/> 児童相談所長送致 <input type="checkbox"/> 児童自立支援施設送致 <input type="checkbox"/> 強制的措置許可 (有・無) 条件: (令和 年 月 日) より 向こう ( ) 間に通算 ( ) 日を限度とする				心理
審判廷での様子	本人: 保護者: 付添人氏名 ( ) :				所見
		(コミュニケーション能力、理解力、心理状態)			



初発年齢： 歳		初発非行：		
生育史				
年齢 (H 年)	本人歴 (問題行動を含む)	家庭生活 (家族関係)	学校・施設生活	既往歴 ・特記事項
0歳 ( 年)				
1歳 ( 年)				
2歳 ( 年)				
3歳 ( 年)				
4歳 ( 年)				
5歳 ( 年)				
6歳 ( 年)				
7歳 ( 年)				
8歳 ( 年)				
9歳 ( 年)				

年齢 (H 年)	本人歴 (問題行動を含む)	家庭生活 (家族関係)	学校・施設生活	既往歴 ・特記事項
10歳 ( 年)				
11歳 ( 年)				
12歳 ( 年)				
13歳 ( 年)				
14歳 ( 年)				
15歳 ( 年)				
16歳 ( 年)				
子どもの心身状況など（心身の健康状況、自己、関係性、コミュニケーション、情緒的発達、認知的発達				
、問題能力、日常生活動作能力、性格)				



<p>血す 族べ 中き 特事 記項</p>	<p>(精神障害・知的障害・性格異常・アルコール依存症・自殺・犯罪など)</p>	
<p>本 児 出 産 前 後 の 状 況</p>	<p>両    親</p>	<p>出産前後の疾病その他特殊事情 父（本児出生時の父の年齢 才）  母（本児出産時の母の年齢 才）  妊娠中の母親の状況：</p>
	<p>本 児</p>	
<p>交 遊 関 係</p>		
<p>異 性 関 係</p>	<p>異性に対する態度、性交経験、その他</p>	
<p>社 会 資 源</p>	<p>キーパーソン、連携可能な関係機関・施設</p>	

## 心身の状況

・虐待の有無（無・有→身体的・性的・養育放棄・心理的）

・身体疾患の有無（無・有）、既往歴

・発達障害の有無（無・有）

・精神科受診歴（有・無）、服薬、診断名

※受診歴がある場合、治療経過・入院経過等を別紙でつけてください。また、入所後及び退所後に連携できる医療機関があればご記入ください。

・心理面接の有無（無・有）、心理検査の有無（無・有）

※有る場合は、直近の心理所見、検査結果を別紙でつけてください。

・薬物使用の有無（有・無）、種類、使用期間、回数、その他

・特記すべき状況傾向等の有無（有・無） にチェック（レ）を入れた項目については、詳細を記入  
摂食・過食 不眠 衝動性 薬物乱用 性暴力被害 自傷 抑うつ傾向  
希死念慮 自殺念慮 自殺企図

長所（得意なこと、スポーツ、特技、対人関係など）

児童の将来への意向

その他・施設での問題行動（具体的に）

## 指定校について

学校名：

学校住所：〒

電話

担当教諭氏名（                      ）

・学業成績

・出席状況

・得意科目

・不得意科目

・特殊技能

・部活動

・ 学校生活においての特記事項

指示が入りにくい

突飛な行動があった

衝動性が高い

暴力性がある

その他（下の欄に記載ください）

# 児童相談所処遇指針・措置理由等

児童氏名			措置児童相談所名
1. 措置理由			
2. 児童相談所処遇指針・意見（児童の課題、支援目標とその行程、退所時の方向性）			
3. 児童・保護者・その他関係者の要望意見、入所への同意状況 <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="156 1375 233 1406">・ 児童</li>   <li data-bbox="156 1554 261 1585">・ 保護者</li> <div style="margin-left: 180px; margin-top: -15px;">続柄</div>   <li data-bbox="156 1733 233 1765">・ 氏名</li> <div style="margin-left: 180px; margin-top: -15px;">児童との関係</div>   <li data-bbox="156 1912 233 1944">・ 氏名</li> <div style="margin-left: 180px; margin-top: -15px;">児童との関係</div> </ul>			

4. 児童相談所による入所動機付けの内容と程度

・家族に対して

・児童に対して

5. 当学院についてのオリエンテーションの程度

〈苦情解決の仕組み、虐待対応について〉

〈退所について〉

・保護者への説明 [済 ・ 未済]

月 日

内容：

・保護者への説明 [済 ・ 未済]

月 日

内容：「 年 月 日頃」

同意状況：

同意状況：

・児童への説明 [済 ・ 未済]

月 日

内容：

・児童への説明 [済 ・ 未済]

月 日

内容：「 年 月 日頃」

同意状況：

同意状況：

支援上、特に留意を要すること

(不眠、抑うつ、希死念慮など医療的ケア、心理的ケアが必要なこと等)

※必要に応じて別に資料を添付していただいても結構です。



きぬ発第※※※※※※号

令和※年※※月※※※日

※※※※児童相談所長 様

国立きぬ川学院長

入 所 承 認 に つ い て

令和※年※※月※※日付、※※※※※※号をもって申請のありました下記児童の入所を承認いたします。

なお、入所日は貴所と当院での協議により決定いたします。また、入所の時刻、引率者等が決まりましたら事前にご通知下さるようお願いいたします。

記

1. 児童氏名        ※※ ※※ (※※※※ ※※※)

2. 生年月日        平成※※年※※月※※日生

## 児童の入所時に必要な書類等について

入所当日までに、下記1～11の入所時必要書類等を準備の上、ご持参ください。なお、「学齢児」につきましては、院内に設置されているさくら市立氏家中学校うの花分教室に就学することとなりますので、下記1～11のほか、下記①～④の学齢児のみ必要となる書類も併せてお取り揃え下さるようお願いいたします。

### 記

#### <入所時必要書類>

1. 措置決定通知書
2. 家裁決定通知書(写) (家裁の審判決定の場合のみ)  
執行指揮書・執行報告書(強制措置日数・期間の明示があるかご確認下さい)  
少年調査記録(少年調査票、鑑別結果通知書(写))
3. 児童調査票(入所打診時のものから、新規事項や変更事項について加筆修正を加えたもの)
4. 子ども家庭総合評価票(思春期－養護・虐待・非行・育成相談版)
5. 戸籍謄本(写しでも可。)
6. 伝染性疾患・婦人科検査(妊娠・性病)等の検査結果通知書  
→血液検査結果(HB抗原・HIV・梅毒) / 婦人科検診結果(妊娠・クラミジア・カンジダ・淋病・トリコモナス)について陽性と診断された時は、すぐに連絡を下さい。  
※なお視力が悪い場合、視力検査の上、入所前までに必ず眼鏡を御用意下さい。
7. 費用徴収額決定通知書(きぬ川学院長宛のもの。)
8. 社会保険被保険者証
9. 児童名義の届け出印およびゆうちょ銀行通帳(児童名義の物が既にあれば)  
(生活指導費および児童手当の受け払いに必要なため。)
10. 現在、服薬している薬(2週間程度分)
11. その他(児童記録、社会診断、心理診断、WISC-IIIプロフィール欄など。)  
※当院の苦情解決の仕組みと虐待対応についてと本院での在所期間(概ね1年7ヶ月間)については、入所前に保護者及び児童に説明していただくようお願いいたします。  
※入所前に精神科を受診していた場合、または精神科以外で当院入所以降に通院が必要な場合は、診療情報提供書をご用意ください。  
※原則当院では児童の荷物は預かりませんので、持参しないでください。

#### <学齢児のみ必要となる書類>

- ①在学証明書(入所日前日までを在学期間としたもの。)
- ②転学生徒教科用図書給与証明書(原本のみ、コピー不可。)  
※教科書については、別紙「使用教科書一覧」を参照し、こちらで使用可能なものがあればご用意下さい。
- ③当院で児童手当用のゆうちょ銀行通帳を作成します
- ④(独)スポーツ振興センターへの加入の有無



がく いん

しょう かい

# きぬ川学院の紹介



# もくじ

はじめに

きぬ川学院はどこにあるの？

きぬ川学院ってどんなところ？

きぬ川学院は何をするところ？

どんな生活をするの？

寮(りょう)の日課(にっか)

どんなところで生活(せいかつ)するの？

服装(ふくそう)や髪型(かみがた)は？

学校(がっこう)はどのようなの？

中学生のみなさんへ

中学卒業(そつぎょう)生のみなさんへ

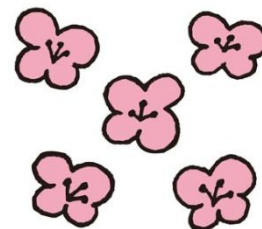
四季(しき)の行事(ぎょうじ)

部活動(ぶかつどう)について

退所後(たいしょご)の生活(せいかつ)は？

困(こま)ったときは

さいごに



# はじめに

じどうじりつしえんしせつ  
児童自立支援施設って  
なにをするところ？

がくいん  
きぬ川学院ってどんなところ？

いっしょ  
...では一緒に、

児童自立支援施設「きぬ川学院」

せいかつ  
の生活をのぞいて見ましょう！



ぎもん  
疑問



ふあん  
不安

きびしいのかな？  
どんな毎日なのかな？

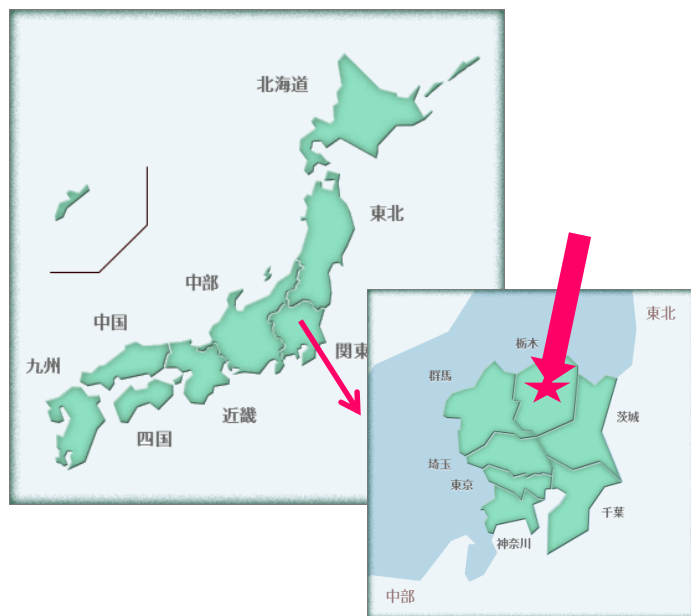
# きぬ川学院はどこにあるの？

◇栃木県（とちぎけん）の北部（ほくぶ）のさくら市にあります。

◇栃木県には世界遺産（せかいいさん）の日光（にっこう）があります。

いちごや餃子（ぎょうざ）も有名（ゆうめい）です。

◇冬（ふゆ）は冷（ひ）えこみが強いですが、雪（ゆき）はあまりふりません。



日光華厳の滝 東照宮（とうしょうぐう）



うつのみやぎょうざ



とちおとめ



# きぬ川学院ってどんなところ？

◇きぬ川学院は国立の

児童自立支援施設

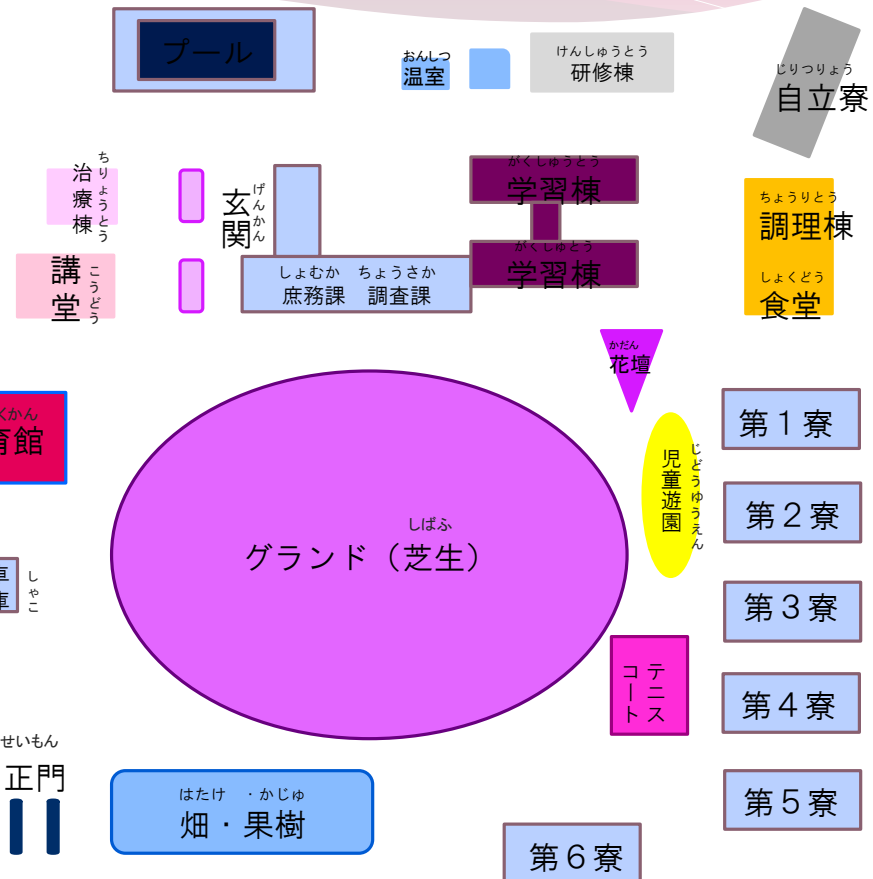
(児童福祉施設)です。

◇対象は女子児童のみで、

全国から入所します。

◇花と緑の美しい豊かな自然に

恵まれた環境です。





# なに きぬ川学院は何をしたらいいところ？

◇きぬ川学院は、いま じぶん 今までの自分  
せい かつ み なお よ の生活を見直し、良い生活  
しゅう かん 習慣をみにつけるところです。



りょうしゃ たてもの  
寮舎の建物

◇あなたの心と体を健康にする  
こころ からだ けん こう ところです。

◇将来、自分の力でしっかりと  
しょう らい ちから 社会生活ができる力をつける  
ところです。



あさ  
朝のラジオ体操



# 学院の生活ってどんな生活？

◇みなさんの生活する場所を「寮」と

よ呼んでいます。「寮」では、みなさん

せい ちょう いち ばん み ちか おう えん たん とう  
の成長を一番身近で応援する担当の

ふう ふ しよく いん じ どう しゅうだんせいかつ  
夫婦の職員と児童たちの集団生活

です。



ふつりょうしゃ  
普通寮舎

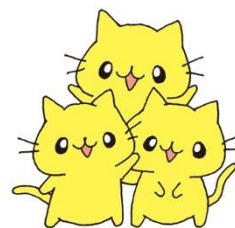


◇なれるまでの間は、細かい生活のルール

し かた せ わ かかり せん ばい  
や仕方について、“世話係さん”の先輩

じ どう しん み おし  
児童が親身になって教えてくれます。

7



◇学院から許可なく外出することは  
できません。

めん かい ひつ よう おう か ぞく  
◇面会は、必要に応じて家族や児童

そう だん しょ  
相談所、学校の先生などに来ても  
らいます。

※ただし入所後しばらくは、生活に慣れる  
ために面会はひかえてもらいます。

# 寮の生活の一日の課

## 平日 (へいじつ)

6:30	起床(ラジオ体操、寮を掃除)
	朝ごはん
8:25	朝礼(ラジオたいそう)
8:40	授業(午前の部)
12:05	授業終了
12:10	昼ごはん
13:20	授業(午後の部) 作業の日もあります
14:55	学校掃除
15:10	レクリエーション
	作業
	クラブ活動
	寮掃除
17:20	夕ごはん
	お風呂
	勉強
	日記
19:45	自由時間
	間食(おやつ)
20:50	寝るじゅんぴ
21:00	消灯(電気を消して寝ます)

寮や人によってちがってきます

## 土・日・祝日 (しゅくじつ)

7:30	起床(ラジオ体操、寮を掃除)
	朝ごはん
9:00	作業
	レクリエーション
	寮によってちがってきます
12:00	昼ごはん
13:30	作業
	レクリエーション
	寮によってちがってきます
	寮掃除
17:20	夕ごはん
	お風呂
	勉強
	日記
19:45	自由時間
	間食(おやつ)
20:50	寝るじゅんぴ
21:00	消灯(電気を消して寝ます)



寮によって少しちがってくるけど、だいたいみんなこのような生活をしているんだよ

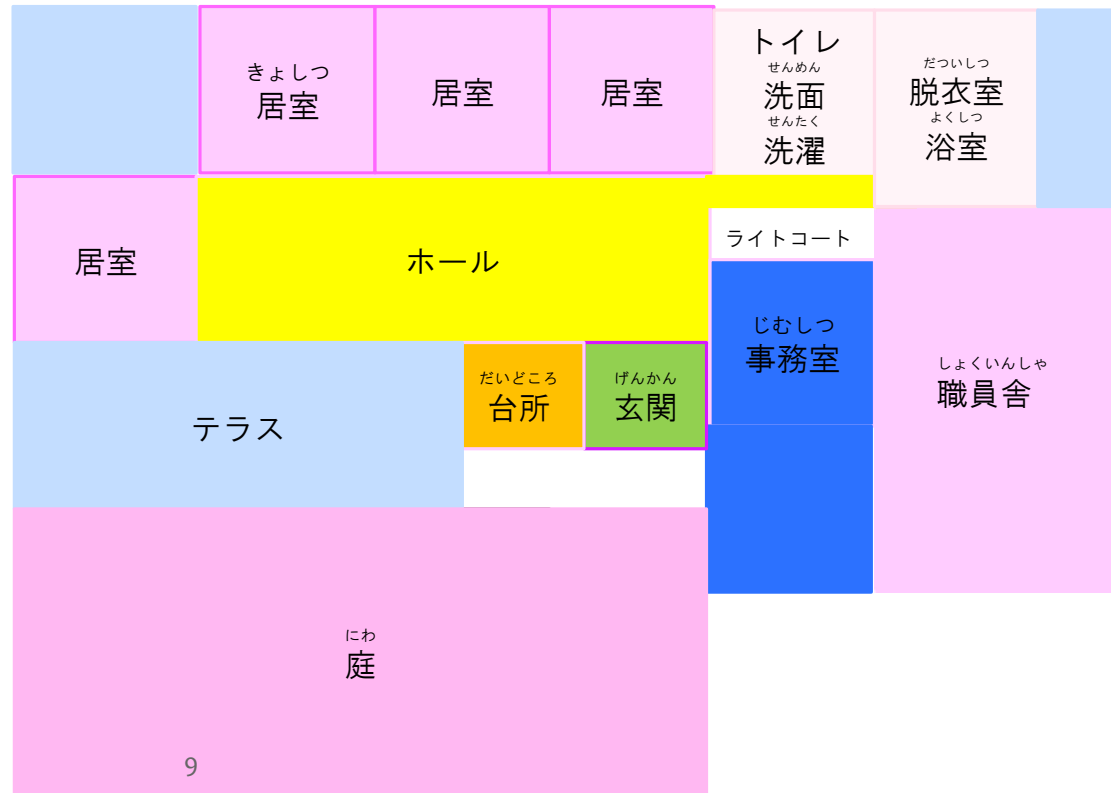


※生活する寮や季節によって異なることがあります。

# どんなところで生活するの？ せい かつ

◇みなさんが住む寮のこ  
を「普通寮」と呼びます。

◇「普通寮」の中には、みんな  
なでごはんを食べたり自由  
の過ごすことのできる大き  
なホールがあります。



# 服装ふく そうや髪型かみがたは？

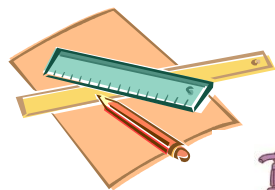
◇学院ひつようの生活いるいに必要な衣類や生活

用品はすべて学院で用意よういします。

入所するときに、特別とくべつに用意するものはありません。

◇活動かつどうに合わせて着替あえができる

ようたくさんの衣類が用意きされています。



◇学院がくしゅうでは、学習さぎょう、作業、スポーツ

をするときにじゃまにならない長

さで、清潔感せいけつかんのある髪型かみがたにしています。

◇美容師びようしさんが学院に

来きてカットして

くれます。



がっ こう

# 学校はどうなるの？

ちゅう がく せい がく いん ない  
◇中学生は学院内の

し りつ うじ いえちゅう がっ こう  
さくら市立氏家中学校

ぶん きょう じつ つう がく  
うのはな分教室に通学します。



ぶんきょうじつりぐち  
分教室入口



さほう じゅぎょう  
作法の授業

そつ ぎょう せい  
◇中学卒業生（学院内では  
ちゅう そつ せい よ  
「中卒生」と呼びます）は  
しや かい  
中卒クラスで、社会で生活す  
るために必要な学習をします。  
ひつ よう がく しゅう

ちゅう がく せい

# 中学生のみなさんへ

◇中学生のみなさんは、学院内の「さく  
ら市立氏家中学校・うのはな分教室」

で中学校の先生の授業を受けます。

◇月～金まで、通常午前4校時・午後2  
校時の授業があります。

◇1校時あたり45分授業です。

◇勉強が苦手な人でもがんばってできる  
ように、ていねいに教えてもらえます。



ちゅう そつ せい

# 中卒生のみなさんへ

じ りつ ひつ よう

中卒生のみなさんは自立のために必要なことを学びます。

きょうよう ごがく  
教養・語学など  
しゃかいせいかつ ひつよう  
社会生活に必要な  
がくしゅう  
ことを学習します。



ソーシャルスキル  
トレーニング



かいごしょくいんしよにんしゃけんしゆう  
介護職員初任者研修  
(希望者)



たいしよ ちか せんしゆうか にゆうか  
退所が近くなると、専修科に入科し、  
しよくば たいけん  
職場体験などもできます。



せんしゆうかせい  
専修科生  
さぎよう  
の作業  
(ワックス  
かけ)

はなや  
花屋



こうれいしゃふくしせつ  
高齢者福祉施設

コンビニ





はる ぎょう じ  
**春の行事**



まつり かい  
**ひな祭り会**



かんおう  
**観桜バーベキュー**



は ぐろさんと ざん  
**羽黒山登山**



えんゆうかい  
**園遊会**



なつ ぎょう じ  
**夏の行事**



いんない たいかい  
**院内テニス大会**



こうりみずかい  
**氷水会**



なつまつり かい  
**夏祭り会**



いんないすいえいたいかい  
**院内水泳大会**

あき ぎょう じ  
**秋の行事**



しゆくはくりよこう  
**宿泊旅行**



うんどうかい  
**運動会**



かんとしゅうねんぶんかさい  
**関東少年文化祭**



ふ ゆ      ぎ よ う      じ  
**冬の行事**



いんないたつきゅうたいかい  
**院内卓球大会**



かい  
**クリスマス会**



ひやくにんいっしゅうたいかい  
**百人一首大会**



きょうしつ  
**スキー教室**



# ぶ かつ どう 部 活 動 に つ い て



すい えい ぶ  
水泳部  
(6月～8月)



バレーボール部  
(5月・9月～10月)



たっ きゅう ぶ  
卓球部  
(5月・9月～11月)

おも ぶ かつ かつ どう き かん  
主に3つの部活があります。( )内は活動期間です。

あん てい せい かつ にゅう ぶ  
安定して生活できている人が入部できます。これらの  
部活には、関東の施設が集まる大会があります。この

3つの部活の活動がない期間(たとえば1月～3月)は、

か てい か ぶ  
家庭科部やバドミントン部を行うことがあります。

# 退 所 後 の 生 活 は ？

◇<sup>にゅうしょ き かん</sup>入所期間はそれぞれの<sup>じじょう</sup>事情に

より<sup>こと</sup>異なりますが、

<sup>へい きん ざい いん き かん</sup>平均の在院期間は

<sup>てい ど</sup>1年7ヶ月程度です。

◇<sup>にゅうしょ ちゅう</sup>入所中から<sup>じ どう そう だん しょ か ぞく</sup>児童相談所や家族と

<sup>たい しょ ご せい かつ</sup>退所後の生活について

<sup>そう だん</sup>相談しながら

<sup>き</sup>決めていきます。



◇<sup>しん がく き ぼう ふく がく もと がっ こう もど</sup>進学希望や復学（元の学校に戻

<sup>ば あい れん けい</sup>る）の場合には、学校とも連携

<sup>そう だん</sup>して相談していきます。

◇<sup>そつ ぎょう しょう しょ</sup>中学校の卒業証書は、<sup>しゅう しょ まえ</sup>入所前に

<sup>ざい せき</sup>在籍していた中学校から<sup>じゅ よ</sup>授与さ

れます。



そつぎょうしょうしょじゅよしき  
卒業証書授与式

こま

# 困ったときは・・・

◇寮の職員だけでなく、学院の  
いろいろな職員に相談できま  
す。

◇からだやこころの心配につい  
て医師や看護師や心理士に相  
談できます。



◇児童相談所のケースワーカー  
に相談します。



◇意見や不満があるときは  
“意見箱”に意見を  
書いて出すことが  
できます。



# 児童相談所との関係は？

◇入所前には、児童相談所がきぬ川

学院について説明します。

◇入所後も、児童相談所ときぬ川

学院が連携してあなたを応援します。

◇入所中も必要に応じて児童相談

所の担当の福祉司（ケースワ

カー）や児童心理司がきぬ川

学院に面会に来てくれます。

◇家族との面会や進路のことについて相談します。

◇退所後の生活について、児童相談所も一緒に考えていきます。



# おわりに



◇きぬ川学院がく いんのこと、すこしわかってもらえたでしょうか？

初めての場所はじ ば しょで生活せい かつするのは、誰だれでも心配しん ぱいです。

◇このパンフレットで、わからないところ、もっと知りたいことがあつたら、児童相談所じ どう そう だん しょのケースワーカーきさんに聞いてみましょう。

◇「どうしてきぬ川学院にゆう しょに入所にゅう しょするのか。」「自分の将来じ ぶん しょう らいの目標もく ひょうは何か。」ということなにを考えながら、少しずつ前かんがに進んでいけるようすこきぬ川学院ま えの職員すすも寮しよく いんの仲間りょう なか まもあなたを応援おう えんしていきます。





きょう せい てき そ ち

# 強制的措置

かていさいばんしょ きよかけつてい ひと

※家庭裁判所の許可決定のあった人

きょうせいてきそち ひと きず

じぶん きず

強制的措置とは、人を傷つけたり、自分を傷つけたりするようなことがあったとき、

きも からだ お つ にっ すう かぎ つか かぎ こしつ

気持ちや体を落ち着かせるために日数を限って使う、鍵のかかる個室のことです。

か ていさいばんしょ む ねんかん にち きよ か い ば あい にゆうしょ あと ねん あいだ

家庭裁判所で「向こう2年間に90日の許可」と言われた場合、入所した後2年の間

ごう けい にち い ない かぎ つか にゆうしつきかん げんそく かい さいだい

に、合計90日以内に限って使うことができます。入室期間は原則1回につき最大

しゅうかん にゆうしつ り ゆう お つ ぐ あい き かん こと

2週間ですが、入室理由やあなたの落ち着き具合によって期間が異なります。あ

お つ せいかつ つか こしつ かなら にち

なたが落ち着いて生活していれば、使うことはありません。(その個室に必ず90日

はい 入るといことではありませんし、きぬ川学院の

かわがくいん

にゆうしょきかん にちかん

入所期間が90日間ということでもありません。)

こしつ かんさつりょう よ りょう

この個室は「観察寮」と呼ばれる寮にあります。

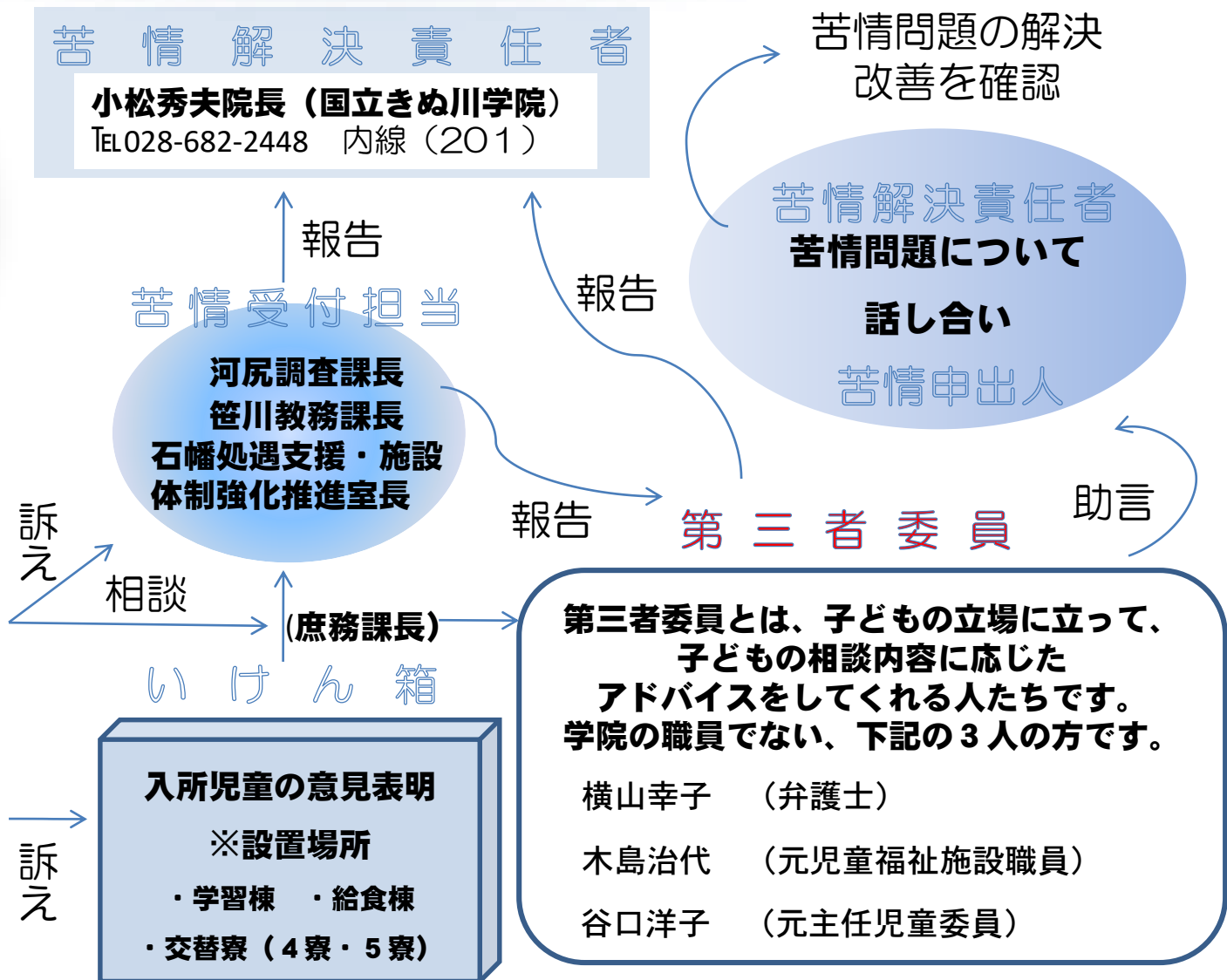
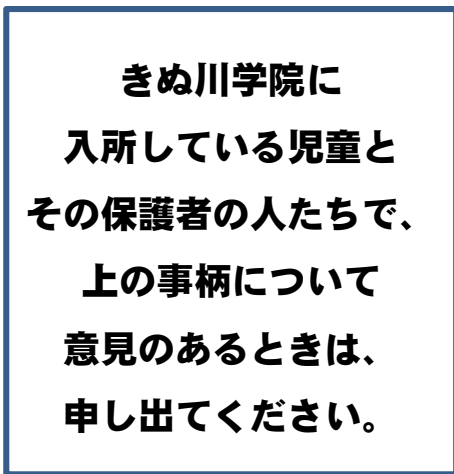


# 入所児童の権利擁護 - 苦情解決の仕組み -

## 苦情の発生



## 苦情の申出



## 入 所 時 面 接 記 録

入所番号		入所年月日	令和	年	月	日 ( )
氏 名 <small>フリ かな</small>	(通称)					
生年月日	平成	年	月	日 ( 歳	ヶ月)	学年
保護者	氏名 (続柄: 職業: )					
家族の状況	実父母・実父のみ・実母のみ・実母継父・継父実母・養父実母・実父養母 養父母・養父のみ・養母のみ・継父のみ・継母のみ・養父のみ・養母のみ 祖父母・祖父のみ・祖母のみ・叔父叔母・叔父のみ・叔母のみ・ 兄 ( ) 姉 ( ) 弟 ( ) 妹 ( ) その他 ( ) 出生順=第 子 ( 女)					
非 行 初発非行 ( )  初発年齢 ( 歳)	恐喝 ( ) 詐欺・横領 ( ) 窃盗 ( ) 万引き ( ) 不純異性交遊 ( ) 売春 ( ) 家出 ( ) 深夜徘徊 ( ) 怠学 ( ) 金品持出 ( ) 傷害 ( ) 乱暴・暴力 ( ) 薬物 ( ) 放火・弄火 ( ) 虚言 ( ) 飲酒 ( ) 喫煙 ( ) 不良交遊 ( ) 施設不適應 ( ) その他 ( )					
虐 待	身体的 ( ) 性的 ( ) 養育放棄 ( ) 心理的 ( )					
非行化原因	・本人の原因→・知的障害・病的性格・その他 ( ) ・家庭の原因→・構成の欠陥・しつけ不良・その他 ( ) ・学校の原因→ ( ) ・社会の原因 ( ) ・その他 ( )					
非行以外の問題						
施設経験	・乳児院 ( ) ・児童養護施設 ( ) ・児童自立支援施設 ( ) ・その他 ( )					
家 裁	家裁 支部	決 定		強制的措置	日	( ~ )
出身都道府県		措置児相				
I・Q	(方法 検査日			F・Q		
寮	担当	引率者		所時金品		

## 新入生オリエンテーション

入所後できる限り早期に観察寮においてオリエンテーション（医師による診察、心理検査、心理療法士面接、心理教育、学習検査、運動能力検査）を実施する。

(1) 医師による診察

診察、面接、投薬処方

(2) 心理検査

SCT（文章完成法テスト）、P-Fスタディ（絵画欲求不満テスト）、BDI（うつ病自己評価尺度）、TSCC（トラウマ症状チェックリスト）、バウムテスト（樹木画テスト）、DSM-5版UCLA外傷後ストレス障害インデックス（トラウマスクリーニング尺度）等

(3) 心理療法士面接

児童相談所や鑑別所からの情報に上記の心理検査、インタビュー時の面接内容をふまえ、①入所理由に対する認知、②家族構成と家族歴、③生育歴、④学校や友人関係、⑤非行歴など聞き取り、子ども自身が現状とそこに至る過程をどのように捉え、認識しているか、子どもや家族の強みや苦手なこと、当院入所中に伸ばすことができたらいいこと等をアセスメントする。

(4) 心理教育

トラウマの心理教育（「わたしに何が起きているの？」子どもの性の健康研究会）、距離感のワーク

(5) 学習検査（観察寮長）

国語、数学、英語（3科目）

(6) 運動能力検査（観察寮長）

ラジオ体操、縄跳び、卓球等